

都市計画課

<記載要領>

講じた措置の内容が完了した場合は完了した時期を、完了していない場合は完了予定の時期を記入してください(記載例:平成〇〇年〇月)

| 指摘項目                                |  | 指摘等区分 | 意見・要望等  | 講じた措置  | 完了(予定)時期   |
|-------------------------------------|--|-------|---|--|------------|
| 前回<br>監査<br>指摘<br>未了<br>事項          | 前金払のてん末報告について(城山団地内公園及び城山公園清掃等業務委託)                            | 指摘    | 前金払の会計管理者へのてん末報告が文書でなされていなかったため、規定に沿った事務処理を行うこと。                  | 会計管理者へのてん末報告が文書にて行うように改めた                    | 平成30年度から実施 |
|                                     | 行政財産の使用許可について  | 指摘    | 使用許可の更新の手続きが行われていないものがあつたので、申請者に更新の手続きをするよう指導すること。                | 使用許可の更新手続きを行うように改めた                          | 平成30年度から実施 |
| 契約<br>事務                            | 記名押印について(児童遊園(川宮・小姓町)看板作成設置業務委託ほか2件)                           | 指摘    | 見積書を請書に代える場合の業者の記名押印のないものがあつたので、規定に沿った事務処理を行うこと。                  | 見積書を請書に代える場合、業者の記名押印をするように改めた                | 平成30年度から実施 |
|                                     | 契約保証金の免除について(城山団地内公園及び城山公園清掃等業務委託)                             | 指摘    | 契約保証金の免除規定の引用条項が該当していなかったため、適切な事務処理を行うこと。                         | 契約保証金の免除規定の引用条項が該当していない場合、契約保証金を徴するように改めた    | 平成30年度から実施 |
|                                     | 収入印紙の貼付について(平成29年度緑化推進事業委託、城山団地内公園及び城山公園清掃等業務委託、石炭記念公園排水路復旧工事) | 指摘    | 契約書に収入印紙の貼付がないものや、印紙税額に誤りのあるものがあつたので、適切な事務処理を行うこと。                | 契約書に収入印紙の貼付がないものや、印紙税額に誤りがあるものは、適切に行うように改めた  | 平成30年度から実施 |
| 委託内容の履行確認について(城山団地内公園及び城山公園清掃等業務委託) |  | 指摘    | 受託者から毎月の業務日誌及び業務完了写真の提出がないため、履行確認が行われていなかったため、所属長による履行確認を確実にすること。 | 受託者に対して、毎月の業務日誌及び業務完了写真の提出を求め、履行確認が行えるように改めた | 平成30年度から実施 |

都市計画課

<記載要領>

講じた措置の内容が完了した場合は完了した時期を、完了していない場合は完了予定の時期を記入してください(記載例:平成〇〇年〇月)

| 指摘項目         |                  | 指摘等区分 | 意見・要望等   | 講じた措置  | 完了(予定)時期                            |
|--------------|------------------|-------|--|--|-------------------------------------|
| 財産管理         | 備品の登録について        | 指摘    | 備品登録手続きをしていないものがあつたので、規定に沿った事務処理を行うこと。   | 備品登録事務について、事務に漏れのあつた備品異動申請を規定に沿って処理した              | 平成30年5月                             |
|              | 行政財産使用許可の手続きについて | 指摘    | 占用許可に関して財政課への事前合議を行っていなかったため、規定に沿った事務処理を行うこと。  | 占用許可に関して財政課への事前合議を行うように改めた                         | 平成30年度から実施                          |
| 課のマネジメントについて | 職場専門研修について       | 注意    | 専門研修参加後のフィードバックが復命書による情報共有のみにとどまっていたため、課の課題に対する問題意識の高揚と職員育成の観点から、課長及び職場研修推進員を中心に職場専門研修の積極的な開催を心がけてほしい。 | 専門研修参加後、問題意識の高揚、また、職員育成を図るため職場研修を行うように改めた          | 平成30年度から実施                          |
|              | 職場人権研修について       | 注意    | 職場において人権研修が実施されていなかったが、人権問題への取組は全体の奉仕者たる公務員の原点を学ぶものであり、全ての公務の基本に位置づけられるものであることを再認識し、積極的に取組を行っていただきたい。  | 総務課主催の人権・接遇研修の資料を用い、職場内人権研修を行い、人権問題への取組を推進するように改めた | 平成30年度から実施<br>(平成29年度部実施の人権研修に全員参加) |